

和水町有害鳥獣被害対策活動を紹介します

近年、イノシシや有害鳥獣による農作物や生活環境への被害が多発しています。町では、被害を最小限に食い止めるため、玉名猟友会菊水支部及び南関郷猟友会三加和支部三加和有害鳥獣駆除隊に駆除の依頼をし、捕獲活動を行っています。

※登山者や山菜取り中の人への誤射による事故などの事案が全国的に発生しています。入山するときは、目立つ服を着たり明るい色の帽子をかぶったりするなど事故防止に対するご協力をお願いします。

平成28年度イノシシ捕獲実績 (単位：頭)		
捕獲者所属	鳥獣名	頭数
三加和有害鳥獣駆除隊	イノシシ	227
玉名猟友会 菊水支部	イノシシ	93



三加和有害鳥獣駆除隊のメンバー

熊本県猟友会と熊本県では、狩猟免許試験初心者講習会と狩猟免許試験を開催しています

狩猟免許試験初心者講習会（熊本県猟友会主催）

目的 この講習会は、狩猟免許（国家試験）を受けられる初心者のための予備講習で全員の合格を目的に熊本県猟友会が実施するものです。

時間 午前9時～受付 **講習** 午前9時30分～午後4時（予定）

受講料 1種目10,000円（猟友会会員は1種目8,000円）
2種目以上の受講につき5,000円ずつ加算されます。

申込方法 当日会場で行います。（筆記用具持参）
銃砲所持許可を受けていない人も、この講習会は事前に受けることができます。

※講習会前に玉名地域振興局林務課で狩猟免許試験申請手続きを済ませてください。

狩猟 知識（全種目） 技能：網・わな・第二種		技能：第一種のみ	会 場
7月13日（木）	7月21日（金）	熊本市流通情報会館	
7月18日（火）	8月 4日（金）	阿蘇市就業改善センター	
8月17日（木）	8月24日（木）	天草建設会館	
12月・1月にも講習会を行う予定、詳しくは11月上旬に決定します。			

狩猟免許申請書は、上記受験日・会場を確認のうえ、玉名地域振興局林務課へ提出してください。詳しくは熊本県ホームページに掲載されています。

和水町では、新たに狩猟免許を取得する人に対して、講習会の受講料を助成します。助成金は1万円です。ただし、狩猟免許取得後は、猟友会などに所属し、有害捕獲活動に従事していただくことが条件となります。

問い合わせ先	総合支所 農林振興課 林務係	☎0968・34・3111（内線725）
	熊本県猟友会	☎096・371・6641
	玉名地域振興局 林務課	☎0968・74・2138

狩猟免許試験（熊本県主催） 試験日程（午前：知識、適性 ／午後：技能）		
日 程	会 場	試験手続き締切日
7月23日（日）	熊本県庁地下大会議室	7月13日（木）
8月 5日（土）	熊本県阿蘇総合庁舎	7月26日（水）
8月26日（土）	熊本県天草総合庁舎	8月16日（水）
12月 9日（土）	宇城総合庁舎大会議室	11月29日（水）
1月28日（日）	熊本県庁地下大会議室	1月18日（木）

森林の土地を取得したとき届出が必要です

森林の所有者が分らないと、①行政が森林所有者に対して助言等ができない②事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率をあげられないことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正によりこの届出が平成24年4月から設けられました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、譲与などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	総合支所 農林振興課 林務係	☎0968・34・3111（内線725）
--------	----------------	----------------------

トマト黄化葉巻病の蔓延防止にご協力ください

玉名地域緊急病虫害防除対策会議から、トマト類を栽培する農家の皆さんにお知らせします。

近年、「トマト黄化葉巻病」というコナジラミ類が媒介するトマトのウイルス病が発生しており、産地として深刻な問題となっています。

このトマト黄化葉巻病の撲滅を図るため、今年度も7月11日（火）～8月14日（月）までの期間を、トマトの不作付け期間としています。

また、栽培終了後は、コナジラミ類がハウス外へ飛散しないように防除や蒸し込みを行い、コナジラミ類の密度を低減させたのち、後片付けを行うようお願いします。

【病気の症状】（下写真参照）

新芽の付近の葉から黄色くなり、葉の表側が巻き込みます。病気が進行すると葉が小型化し、開花しても実が付かなくなります。

【一般の家庭菜園の人へ】

一般の家庭菜園でも、発病した株を放置しておくとなんかに伝染していきます。

発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか肥料袋などに入れ、密閉して処分していただくようご協力をお願いします。

【トマト以外の作物について】

ウイルスを媒介するコナジラミ類の防除にご協力をお願いします。



トマト黄化葉巻病の症状

問い合わせ先	総合支所 農林振興課 農業振興係	☎0968・34・3111（内線721）
	玉名地域緊急病虫害防除対策会議事務局	☎0968・74・2193

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

①立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届け出書」

②伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出することが森林法で義務づけられています!!

●提出の時期、提出先、提出は誰が行うの？

時 期：「伐採及び伐採後の造林の届け出書」は伐採を始める90日前から30日前まで

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は造林を完了した日から30日以内

提出先：伐採・造林する森林がある市町村の長です。

提出者：森林所有者や立木を買い受けた方などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

●提出しないとどうなるの？

①伐採及び伐採後の造林の届け出：100万円以下の罰金（森林法第208条）

②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

届出や報告は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

問い合わせ先	総合支所 農林振興課 林務係	☎0968・34・3111（内線725）
--------	----------------	----------------------